

わた SHIGA 輝く国スポ馬術競技会ダービー・総合馬術競技場整備管理業務 委託仕様書

1 業務事業名

わた SHIGA 輝く国スポ馬術競技会ダービー・総合馬術競技場整備管理業務

2 適用範囲

本業務は、本仕様書によるほか「一般土木工事等共通仕様書（令和6年4月滋賀県）」によるものとする。ただし、具体的な業務の実施方法、その他、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので、仕様で定めのない事項が生じた場合および仕様に関し疑義が生じた場合は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と協議し、その指示に従うこと。

3 業務の目的

本業務は、令和7年（2025年）に三木ホースランドパーク（兵庫県三木市）で開催するわた SHIGA 輝く国スポ馬術競技会および同競技会リハーサル大会（以下、「大会」という。）で必要となるダービー・総合馬術競技場の整備を行うとともに、安全に競技が行えるよう大会期間までの管理を行う。

4 履行期間

契約締結日から令和7年11月14日（金曜日）までとする。

5 履行場所

三木ホースランドパーク（兵庫県三木市別所町高木）

6 業務の内容

(1) 業務にかかる事前調整

○実施時期：令和6年10月

○内容：実行委員会や施設管理者等関係機関との事前調整を行うこと。
設計業者等と現地で工事内容等の確認を行うこと。

(2) ダービー・総合馬術競技場の整備

○実施時期：令和6年11月～令和7年4月

○内容：馬場整備工、馬場柵整備工、固定障害物整備工

・馬場整備工のうち馬場舗装整備の一部、馬場柵整備工のうち埋込馬場柵設置の一部、固定障害物整備工のうち水壕障害およびバンケット（大）の一部については、令和6年10月に開催されるSAGA2024馬術競技会（以下、「佐賀国スポ」という）で整備されたものを活用する予定としている。

・詳細は、別添数量計算書および図面による。

(3) ダービー・総合馬術競技場の管理

○実施時期 : 令和7年5月～令和7年10月

○内容 : 大会前後や災害等緊急時における競技場内の馬場等の状態確認および補修を行い、(2)の整備後の状態を維持すること。また、大会中の散水業務を行うこと。

① 競技場内の状況確認等

ア 大会前後における対応

・下記に示す日程に大会役員等とともに競技場内の馬場や障害物の状態等の確認を行い、競技が安全に実施できるよう必要な補修を行うこと。

【日程】

リハーサル大会	自衛隊訓練前	令和7年5月14日頃
	大会前	令和7年6月2日頃
	大会後	令和7年6月9日頃
本大会	自衛隊訓練前	令和7年8月29日頃
	大会前	令和7年9月22日頃

イ 災害等緊急対応

・豪雨、出水、土石流、その他の天災に対し、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための体制や対応をとること。

・災害発生後は、被害の詳細な状況を把握し、実行委員会に報告するとともに、必要な補修を行うこと。

○留意事項

・補修にかかる経費は、受注者の負担とする。ただし、天災その他の不可抗力に基づくもので重大と認められ、かつ受注者が善良な管理者の注意義務を怠らなかつたと認めるものについては、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者の協議の上決定する。

② 散水業務

・大会当日のダービーコース・総合馬術競技場について、下記の日程で散水業務を行うこと。

・業務に必要な4t散水車1台、運転手1名および作業員1名を配備すること。なお、車両の保険料、燃料費は受注者の負担とする。

【日程】

リハーサル大会	自衛隊訓練	令和7年5月15日(木)～5月19日(月)【5日間】
	大会中	令和7年6月2日(月)～6月8日(日)【7日間】
本大会	自衛隊訓練前	令和7年8月30日(土)～9月7日(日)【9日間】
	大会前	令和7年9月22日(月)～10月3日(金)【12日間】

(4) 業務完了書類の作成および提出

○提出期限 : 令和7年11月14日(金曜日)

○提出書類 : 完了報告書(出来形管理書類、打ち合わせ簿、作業日報、業務写真、その他実行委員会が指示する書類)

7 その他留意事項

(1) 関係機関との協議

本業務にあたっては、実行委員会や施設管理者等関係機関と十分に協議を行うこと。

(2) 構造物の保全

建設資材の搬出入や重機の通行に際し、既設構造物および私有財産などに損傷・破損がないように十分注意すること。万一、損傷・破損した場合は、速やかに実行委員会に報告し、その指示に従って現況を復旧すること。なお、その費用は受注者の負担とする。

(3) 業務に必要な用地の確保

建設資材や重機を置く等業務に必要な用地の確保については、事前に実行委員会および施設管理者と協議し決定すること。

(4) 設計変更の処置

ア 設計内容に変更を要する場合、実行委員会と協議し設計変更を行うこと。その際は、受注者が設計図書を変更する。

イ 設計変更に至らぬ事項は、業務打合せ簿などの記録を作成し、実行委員会へ提出すること。ただし、簡易な事項は省略してもよい。

(5) 官公署・その他の手続き

受注者は、必要な官公署・その他の手続きを遅滞なく行うこと。

(6) 作業日について

施設の都合により現地での作業が困難である日があるため、事前に施設管理者と作業日について調整を行うこと。また、休日または夜間の現地での作業を実施する場合は、あらかじめ実行委員会と調整を行うこと。

(7) 現場での安全管理

ア 関連法令等に従い、現場の安全・衛生管理を徹底すること。

イ 現場は常に整理整頓し、特に危険箇所を点検する等事故防止に努めること。

ウ 現場内外の安全管理については、作業中はもちろんのこと、作業休止日においても第三者(周辺住民等)が立ち入り、事故が起こることのないよう十分に現場を把握し、良好に管理すること。

エ 馬の安全および衛生面について、施設管理者と十分に協議し、最大限の注意を払うこと。

オ 施設内でダンプトラックおよび重機等が通行する場合、施設職員・施設利用者・馬の安全を確保するため、必要に応じて交通誘導員を配置すること。なお、受託者は交通誘導員の配置を行った場合は、業務完了時に実績内容の判る写真、交通整理員の勤務実績が判る書類およびその他資

料を提出すること。

カ 火気の使用および指定場所以外での喫煙を禁止し、業務上、火気を使用する際は、事前に実行委員会および施設管理者と協議すること。

(8) 受託者の事務所

業務に必要となる受託者の事務所の設置場所については、あらかじめ実行委員会および施設管理者と協議すること。

(9) その他

・佐賀国スポのダービー・総合馬術競技場の撤去状況により、整備内容を一部変更する可能性がある。変更内容については、実行委員会および受託者が協議の上、決定するものとする。

・本業務の実施にあたり、実行委員会の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や損害の発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。

・受託者は受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了する日の属する年度の終了後5年間これを保存すること。